

嶺南広域行政組合特別職の報酬に関する規則

平成 9 年 7 月 1 日

規 則 第 7 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 1 号

平成 20 年 12 月 24 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、嶺南広域行政組合特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する議員報酬の額及び第 4 条第 2 項に規定する報酬の額に関する事項を定めるものとする。

(運用方法)

第 2 条 嶺南広域行政組合議会議員（以下「議員」という。）及び嶺南広域行政組合監査委員（以下「監査委員」という。）が月の途中で交代した場合は、当該月の在職期間の多い議員及び監査委員に当該月分の議員報酬及び報酬を支払うものとする。ただし、議員については当該市町議会の任期満了による交代の場合は、当該市町議会の任期開始の日交代したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。